

伊予市第4次障がい者計画等策定業務プロポーザル実施要領

1 目的

伊予市第4次障がい者計画、伊予市第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画（以下「伊予市第4次障がい者計画等」という。）を策定するに当たり、現行計画の現状分析、アンケート調査の集計・分析等を実施し、地域の社会資源や必要な障害福祉サービスを確保するため、専門的視点から策定業務全般について支援、助言にあたる事業者（以下「受注者」という。）を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

伊予市第4次障がい者計画等策定業務

(2) 業務内容

伊予市第4次障がい者計画等策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる業務

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

3 委託料の限度額

8,547,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※限度額を超える提案は受け付けないものとする。

4 参加資格要件等

本プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たす者とする。

(1) 法人格を有する者であること。

(2) 平成25年度以降に、地方公共団体発注の障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定について、業務実績を有していること（履行中も含む。）。ただし、元請として履行したものに限る。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

(5) 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1号から第3号までの規定に該当していない者であること。

(6) 参加表明時点において伊予市における令和7・8年度競争入札（見積）参加資格の認定（登録）を有する事業者であること。ただし、業務登録されている事業者に限る。

(7) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）、県税及び市税を完納していること。

(8) 公募開始から補助金交付決定に至るまでの期間において、伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成17年伊予市訓令第79号）又は伊予市建設工事低価格入札者排除措置要綱（平成22年伊予市訓令第20号）に基づいて市長が行う指名停止及び指名回避又は排除措置の期間中でないこと。

5 参加申込手続

本プロポーザルに参加する事業者（以下「参加事業者」という。）は、次により参加申込書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年3月6日（金）から3月12日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送（受付日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

なお、郵送中の事故に伴う損害に関して市は一切の責任を負わない。

(3) 提出先・問い合わせ先

〒799-3193 愛媛県伊予市米湊820番地

伊予市市民福祉部福祉課

TEL:089-982-1121 (FAX:089-983-3354)

(4) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

ア 参加申込書（様式1）

イ 提案書（様式3）

ウ 会社概要書（様式4）

エ 業務実績書（様式5）

オ 企画提案書（任意様式）

・任意様式とするが、A4版縦、横書き、左綴じで作成し、項目毎に見出しやインデックスを付すること。ただし、A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版の併用も可とする。

・頁数は表紙等を含めて20ページ程度とすること。

カ 見積書（様式6）

併せて、積算内訳書（任意様式）を添付すること。

キ 確認資料

（ア） 法人登記簿謄本（全部事項証明書。ただし、参加表明書提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

（イ） 最新決算年度の決算報告書、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

（ウ） 国、都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの（滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加表明書提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）。

（エ） 一般社団法人 日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの付与を受けていること、又は、同等の第三者評価を受けていることを証する書類の写し

(5) 提出部数

9部（正本1部、副本8部とする。）

6 質問書の提出及び回答

企画提案書等の作成について不明な点がある場合は、質問書（様式2）に内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。

なお、必ず着信を確認すること。

- (1) 受付期間 令和8年2月26日（木）から2月27日（金）まで
- (2) 提出先メールアドレス
伊予市市民福祉部福祉課 : fukushi@city. iyo. lg. jp
- (3) 回答方法
提出された質問への回答は、令和8年3月5日（木）までに参加申込書提出者全員に電子メールにて回答するほか、伊予市ホームページ (<https://www.city. iyo. lg. jp>) 内において公表する。
なお、回答への問い合わせ及び異議申立ては一切受け付けない。

7 提案のプレゼンテーション等

企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、プレゼンテーション等は公開とする。

- (1) 予定日時
令和8年3月26日（木）（詳細については、後日通知する。）
- (2) 実施場所
伊予市米湊820番地
伊予市本庁舎（詳細については、後日通知する。）
- (3) 説明者
提案書（様式3）に記載する担当者を含む2人以内の者とする。ただし、機器操作者として別に1人のみ出席を認めるが、発言はできないものとする。
- (4) 持ち時間
プレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは10分程度とする。ただし、機器設置準備時間は含まない。
- (5) 説明の順番
市において、決定するものとする。
- (6) 使用機材
スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルは市が用意する。その他の機器については、必要に応じて各自用意するものとする。
なお、プロジェクターのケーブルは、原則としてHDMIケーブルでの接続とし、パソコン等の接続は、ヒアリング参加者の責任において行うこと。
※パソコンの事前動作確認を行いたい場合は、ヒアリング開催日の2日前までに担当窓口に申し出ること。当日、パソコンが作動しないなどトラブルがあっても、ヒアリング参加者の責任において処理するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

8 事業者の選定

- (1) 選定方法
伊予市第4次障がい者計画等策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、「4 参加資格要件等」を満たしている参加事業者について、企画提案書及びヒアリングの内容等により、「11 審査基準」に基づく総合的な審査を経て、獲得点数が最も高い参加事業者を委託候補者として特定する。
- (2) 獲得点数が最も高い参加事業者が2者以上の場合の決定方法
ア 価格点の獲得点数により、委託候補者を決定する。ただし、価格点の獲得点数が同点の場合は、実施体制の獲得点数により、委託候補者を決定する。

イ 上記アにより委託候補者が決定しない場合は、審査委員会委員長において決定する。

(3) 参加事業者が 1 者の場合

「(1) 選定方法」に基づき、総合的な審査を経て委託候補者として特定するものとする。

(4) 最も高い参加事業者の獲得点数が満点の 60%に満たない場合

審査委員会において協議し、特定しない場合がある。

(5) 審査結果

全参加事業者に対し、令和 8 年 3 月 31 日（火）付け発送の書面にて通知する。

なお、審査結果に係る問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けない。

また、各提案者の評価項目ごとの評価点数は、伊予市ホームページ (<https://www.city.iyo.lg.jp>) 内において公表するが、特定されなかった者の事業者名については公表しない。

9 契約の締結等

前項により特定された委託候補者と実施に向けた詳細な打ち合わせの後、契約の交渉を行い、市内部決裁を経て契約を締結し受注事業者とする。ただし、委託候補者との契約交渉が不調の場合は、獲得点数により順位付けられた上位の者から順次、契約締結の交渉を行うものとする。

10 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

(1) 提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に重篤な不備があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 審査員又は関係者に本企画提案に対する助言を求めた場合

(5) 「4 参加資格要件等」の各号を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

11 審査基準

別紙 1 のとおり

12 その他留意事項

(1) 企画提案書等の作成、応募及びプレゼンテーション等、本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 企画提案書は 1 事業者につき 1 案とする。

(3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。

(4) 提出された書類は、返却しない。

(5) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(6) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに担当課へ辞退届（任意様式）を提出すること。

(7) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを延期又は中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

- (8) 提出された書類は、原則として公表しない。ただし、伊予市情報公開条例（平成17年4月1日条例第17号）に基づく情報公開請求の対象となった場合、非公開とすべきと判断した部分を除き公開することがある。
- (9) その他、本実施要領に記載されていない事項で必要があるときは、伊予市市民福祉部福祉課においてその対応を決定する。

13 スケジュール（予定）

項目	期限等
公募開始（公告）	令和8年2月2日（月）
質問受付期間	令和8年2月26日（木）から 令和8年2月27日（金）まで
質問回答日	令和8年3月5日（木）
参加申込書等の提出期間	令和8年3月6日（金）から 令和8年3月12日（木）まで
審査日（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年3月26日（木）
審査結果通知の発送	令和8年3月31日（火）